



法人こおりやま

2012. 12

第414号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)
 発行人 有馬 賢一 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



目次

税のミニ通信	2
会社更生法による	2
日本航空再建の経営理念と手法	2
法人会の税制実務要望点	4
中小企業金融円滑化法	6
終了に向けて	6
税務署ニュース	8
復興特別所得税の	8
源泉徴収のあらまし	8

題名

昔と話

提供 大波 天久
 中国書法研究院客員教授
 郡山法人会副会長

税のミニ通信

東北税理士会郡山支部

税理士・公認会計士

中小企業診断士

荒井 伊佐男

会社更生法による日本航空
再建の経営理念と手法

生まれ変わった。

金融機関が保有する金融債務
だけである。五 「フィロソフィ」による意
識改革

P/Lの科目ごとに計画と実績を発表し、差異はその理由を説明してもらい、必要に応じて指導した。

JAL社員は、この「業績報告会」で、稲盛氏から、烈火の如く叱られ鍛えられたと推測している。

一 会社更生法

平成22年1月19日 会社更生法の適用申請

同日 手続き開始の決定

平成22年11月30日 東京地裁 更生計画案を認可。

三 手厚い公的支援

JALの倒産が一般の企業破綻と違ったのは、手厚い公的支援に支えられて、倒産の衝撃を最小限に抑えながら、切れ目なく企業活動を継続し、その延長線上で再建を目指す。

企業再生支援機構は、更生計画案認可により、3500億円出資し、JALの再上場によつて売却し、約6500億円回収した。そして、約3000億円機構に剰余金が入った。

JAL社員は、倒産したという意識がなかった。「京セラフィロソフィ」という哲学を、JALの幹部に熱く語りかけ、あるべき姿を訴えた。

平成22年6月より、最高経営幹部約50名を集め1ヶ月にわたり「フィロソフィ」に基づき、集中的、徹底的にリーダー教育を実施した。

平成23年1月 新生JALの「企業理念」を定め、全社に発表した。

「JALフィロソフィ」(40項目もある)もまとめて、全社員に配布した。

平成23年3月28日 更生債権を一括弁済し、会社更生手続の終了。

平成24年9月 再上場

四 JAL再建

平成22年2月1日 京セラ、KDDIの創業者稲盛和夫氏代表取締役会長に就任

稲盛氏がJALに持ち込んだものは、次の3つ

① 2人の京セラ役員

森田直行 元京セラ代表取締役専務、KCCS代表取締役会長 長兼社長

KCCS「アメーバ経営」の導入をするコンサルタント会社

「フィロソフィ」に基づき、集中的、徹底的にリーダー教育を実施した。

コンパをし、ベクトルを合わせるようにした。

平成22年7月より、一般社員への教育

「企業理念」

JALグループは、全社員の物心両面の幸福を追求し

一、お客さまに最高のサービスを提供します。

一、企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献します。

二 業績

平成22年4月～23年3月
グループ連結営業利益

JAL 1884億円

更生計画 641億円

ANA 678億円

② 更生債権(22年1月18日までに発生した債権)の支払いは、通常禁止されているが、裁判所が管財人に対して、包括的な弁済の許可を出し、円滑に取引が継続できるように便宜を図った。再建を容易にするために、債権カットの対象に残るのは、

③ 稲盛氏が作り上げた経営管理システム「アメーバ経営」

平成22年7月から「業績報告会」——月例会議を始めた

各部門のリーダー100名近くが集まり、3日間にわたり担当ごとに経営実績を発表

六 「アメーバ経営」による組織改革

京セラの「アメーバ経営」を航空会社にも適用するようにアレ

平成23年4月～24年3月
グループ連結営業利益

2049億円

③ 稲盛氏が作り上げた経営管理システム「アメーバ経営」

③ 稲盛氏が作り上げた経営管理システム「アメーバ経営」

平成22年7月より、最高経営幹部約50名を集め1ヶ月にわたり「フィロソフィ」に基づき、集中的、徹底的にリーダー教育を実施した。

コンパをし、ベクトルを合わせるようにした。

平成22年7月より、一般社員への教育

「企業理念」

JALグループは、全社員の物心両面の幸福を追求し

一、お客さまに最高のサービスを提供します。

一、企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献します。

わすか2年で世界の航空業界ナンバーワンの高収益会社

生まれ変わった。

金融機関が保有する金融債務だけである。

五 「フィロソフィ」による意識改革

「企業理念」

JALグループは、全社員の物心両面の幸福を追求し

一、お客さまに最高のサービスを提供します。

一、企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献します。

ンジし、路線別又は路便別に、採算がわかるような仕組み「管理会計システム」の構築に努めてきた。

このシステムは平成23年4月1日より運用を開始

JALの全ての路線、路便ごとに翌日には採算が分かるという、世界の航空会社にも類を見ない精緻な管理会計システムを構築した。

全部門の数字——毎月の経営会議で、3日間にわたり発表される。

部門別の採算管理システムを導入したことが、社員の採算意識の向上を促し、組織風土を変革させ、JALの経営改善にあたり大きな効果を発揮した。

会社更生の2年目（平成24年3期）の業績

連結営業利益2049億円を確保し、前期より増額した。

「フィロソフィ」による意識改革、「アメーバ経営」による組織改革によってJALは見事に再生していった。

七 JAL再生により、ANAに対しインパクトを与えた。

ANAから「フェアな競争と言えるか」と平成23年夏頃まで、自民党をまきこんで批判していたが、次第に明白になる収益力の再逆転に、腹を据えざるをえなくなった。

復活したJALに背中を押され、ANAが変革に動き始めた。

稲盛氏がJAL再建を引き受けたときの目的3つのうち、3番目の「国民の利便性のため」を見事に果たしている。

ANAの独占では、運賃が高い、サービスが悪い…などの弊害が出るが、これが解消されて、国民の利便性は良くなっていると思う。

電力会社の地域独占はよくない。早く解消を望む。

八 日本の官庁会計

JALの再建に、アメーバ経営の考え方をアレンジした管理会計システムは貢献した。このように、「会計システムの設計」は非常に重要である。

これに対し、日本の官庁会計は単式簿記による現金主義会計です。

財政状態がわかりにくいシステムになっている。

これを、複式簿記による発生主義会計に、早急に改めなければならぬ。

先進国の中で、日本の公会計は一番遅れている。

複式簿記、発生主義会計で財務諸表を作成し、これを省別に関連し、公認会計士に監査させると、日本の公会計が優れたものとなり、無駄があまりだされ、財政の向上に寄与するものと思う。

九 税金は必要経費と考えること。

税金を納めたくないという意識が潜在意識に入り、知らず知らずのうちに無駄な経費を使い、業績を上げらなくしている。

節税という甘言に誘惑されないように。

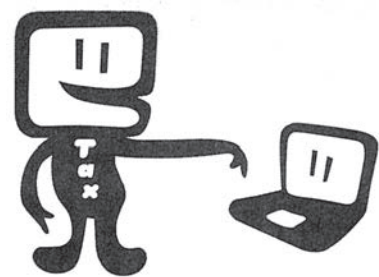
稲盛和夫氏の指導：売上高経常利益率10%以上を目標とすること。

収益性を高め、内部留保を厚くして自己資本比率を高め、手元流動性（現金預金／月商売上）を高めるように。

仕入債務は、同業者より一日でも早く支払うように、企業努力をする。

自宅から オフィスから 税理士事務所から

ダイレクト納付で電子納税!



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

平成25年度に
税制改正に
望む

経理実務に精通する担当者に評定して欲しい 法人会の税制実務要望主点

法人会は、戦後設立以来、毎年、税制改正要望・提言を行つてきています。

それは、全国各地の法人会から寄せられた企業納税者の意見に基づき、我が国のあべき財政・経済政策の大局の見地からまとめられています。

その一方で、法令や通達に関する改正意見も提起し、数多く実現を見てきています。25年度の税制改正に際しても、下記の事項について実現を求めています。

税務・経理の実務に精通されている担当者の方にこそ、法人会が望む改正点を評定していただき、法人会のオピニオン活動の意義をご理解いただきたいと思います。

列挙した法人会の要望事項について、「全くその通りである」との得心が行き賛意を頂戴出来る個々の要望点について、「○」を付していただき、評定・評価していただきますようお願いいたします。

法人税関係

〔無形減価償却資産〕

1 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。



〔少額減価償却資産〕

2 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、制度を恒久化すること。



〔引当金の損金算入〕

3 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。
(1)退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。



(2)賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

て損金算入を認めること。



〔電話加入権の損金算入〕

4 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。



〔耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置〕

5 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。



〔法人税の延納〕

6 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際併せて利子税率を軽減すること。



〔申告書の提出期限〕

7 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

所得税関係

〔土地・建物等の損益通算〕

1 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。



〔不動産所得の負債利子の損益通算〕

2 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。



〔源泉納付〕

4 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。



〔医療費控除〕

3 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。



〔財産債務明細書〕

5 財産債務明細書の提出を要する所得基準2,000万円は、昭和47年度改正以降相当期間を経過しているため、4,000万円に引き上げること。



相続税関係

〔保険金・死亡退職金の非課税限度額〕



1 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人あたり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1000万円に引き上げること。



「相続財産からの控除」
2 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。



「被相続人の保証債務の弁済」
3 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。



「贈与税の配偶者控除」
4 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3000万円に引き上げること。



消費税関係

「消費税の確定申告書の提出期限」
1 消費税の確定申告書の

提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とする。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。



「消費税の届出書の提出期限」
2 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断をする必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。



印紙税関係

「印紙税」
1 印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。



文書作成の有無による課

税は公平性を欠くので廃止すること。



地方税関係

「固定資産税の免税点」
1 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。



「法人事業税」

2 法人事業税について次のとおり改正すること。

(1) 資本金1000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得金額別の標準税率が適用されず一律に9%の税率となつていますが、この制度を廃止すること。



(2) 二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。



「個人住民税」
3 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に



通達関係

法人税関係

「修繕費」
1 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を



資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようになること。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。



「欠損金繰戻し還付制度・延納制度」
4 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。



「償却資産」
5 固定資産税のうち、償却資産の評価にあつては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。



相続税関係

「取引相場のない株式の評価」
2 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面3%程度に引き下げる。



1 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げる。

(2) 純資産価額方式による評価にあつては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。



さて、評定・評価いたいただき、賛意を頂戴できる法人会の要望点はいくつくらいありましたでしょうか。

最重要命題は倒産回避！

【税理士 長瀬 幸彦】

中小企業金融円滑化法終了に向けて

私の資格は税理士なのですが、本来の税理士としての仕事は、私の業務の約3割で、残りの7割は企業再生コンサルタントとして、全国の経営の痛んだ会社の再生のお手伝いをさせて頂いております。

今まで約250社再生のお手伝いをさせて頂きました。その中には、立派に再生し活躍している企業から、残念ながら力及ばず、廃業を余儀なくされた会社もあります。一口に経営が痛むと申しましても、原因は様々です。ですが、経営の痛んだ会社は、必ず次のような症状になります。

「収入よりも支出が多い」ことです。実に簡単なことです。ですが、必ずこうなりまします。すべからず、資金繰りは逼迫し、有利子負債や買掛

債務の残高が積み上がってきます。

このような中小企業の惨状を憂慮した某国会議員は、「中小企業金融円滑化法」という法律を作りました。

この法律の功罪についての議論は別の機会に譲るとしまして、今回はこの金融円滑化法について考えてみます。

利用の経緯と現状

現在の日本の中小企業は、約430万社です。この数は、日本の企業数全体の約99.7%であり、全体の雇用の約7割を中小企業が担っています。この法律は、中小企業の資

金繰り対策として、平成21年度に導入され、今年で4年目です。

利用状況を見てみますと、導入当初の平成21年12月は

約14,000件の申し込みに対して実行が約1,500件(11.3%)、年が明けて平成22年1～3月が申込み約43,000件に対して実行が約27,000件(62.1%)でした。

実行率について、この頃金融庁から通達が発せられ、平成22年4月～現在に至るまでほぼ90%の実行率となります。

本来なら、リスケジュール(債務返済条件変更)の対象とならない債務者までも、この通達によつて商売が続けられたと言つても過言ではありません。

平成21年12月～平成24年3月までの期間における申込件数が3,133,742件(住宅ローン含まず)で、実行が2,893,387件(92.3

%)です。

東京商工リサーチによれば、この法律を利用した中小企業は30万～40万社と推定され、うち約2割にあたる5～6万社で、金利さえも正常に支払っていないと分析しています。

また、東日本大震災により資金繰りが困難になった事業者につきましては、利用者数の推移から推測すると、震災関連の利用で約2割増加しています。

金額ベースでは、震災前の利用金額の累計が約18兆円だったのに対して、昨年11月には約38兆円(債権本数で115万件)となっており、東日

本大震災による利用者の抱える有利子負債は、それ以前のものよりも1企業のコストベースで相当額高いと思われる

ます。また、38兆円うち約5兆円は完全な不良債権と言われています。

次に、利用業種別に見てみますと、建設業25%、製造業%、卸売業19%、小売業11%とこの4業種で全体の85%を占めています。また、利用理由は、販売不振が83%とダントツに多く、次に業界不振3%、売掛金回収困難3%、設備投資の失敗2%となっています。

このような状況の中で、来年3月にこの法律が期限切れになった場合には、相当数の倒産が予想されます。

足元の景気回復が遅れる中で、中小企業の倒産を回避することだけを念頭に置いて考えるならば、この法律の再延長をするより方法がありませんが、昨年11月15日の会見で前の金融相である自見氏は「しっかり立ち止まって考えたい」と述べ、慎重に検討する考えを示しましたが、再延長の可能性は相当低そうです。

金融機関の現状

この法律の大きな特徴と致しまして、金融機関は元本返済を停止した債権であっても、債務者区分を引き下げなくて良いという点にあります。

債務者区分とは、金融機関は貸出債権につきまして債務者の状態により「正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先」に分類します。

金融機関は、この区分に応じて、貸倒等の損失に備えるため引当金を積むことが義務付けられています。引当率は、正常先(0.3%~0.5%)・要注意先(要管理先:15%)・破綻懸念先(70%)・実質破綻先及び破綻先(100%)です。

債務者区分の変更を求めないということは、金融機関は本来なら債務者区分の引き下げを行い、それに見合う引当金を積まなければならないものを、それをしなくていい。

つまりは、銀行の決算を悪化させなくていい、ということとです。

金融システムの安定を考え、この貸倒引当金は非常に重要であるにも関わらず、引き当てられていないということは、この法律の期限切れにより、要注意先以下に転落することで上乗せが必要とされる貸倒引当金が、少なく見積もっても5兆円あり、体力的に耐えられない金融機関は、場合によっては公的資金の注入を伴う合併等の再編により、実質的な破たん処理が行われることになるということとです。

吸収される側の弱小金融機関と付き合っている中小企業は、ある日突如として融資の基準が変わり、資金繰りに行き詰まるのが考えられ、また、体力のある大手金融機関であっても、国際決済を行う金融機関は中核自己資本を増強する必要から(バーゼルIIIへの対応)、サービサー(債権回収会社)への

債権譲渡により、オフバランス化の動きを加速する可能性もあります。

政府の対策

このような中小企業・金融機関双方の動きの中で、政府は円滑化法最終期限に向けた動きとして、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」と題した出口戦略を、平成24年4月20日に提示しました。次の3点から構成されています。

- ①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ②企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化
- ③その他経営改善・事業再生支援の環境整備

詳細な内容は金融庁のホームページにおいて公開されていますので、そちらをご覧くださいと致しまして、この中でやや踏み込んでいる内容になっているのが②です。

その中の協議会の取組みとして「デューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を迅速かつ簡易に行う方法を確立する」という記載があります。

さらに、再生計画の標準処理2か月、24年度の計画策定目標3,000件といった数値もあります。

中小企業再生支援協議会の23年第三四半期の再生計画案件数が66件であり、年間3,000件という目標をクリアすることは、相当困難と思われる。できたとしても、標準化・画一化といったデンプレート化の問題が出そうです。

前述しましたように、この制度を利用して中小企業は30万~40万社です。

果たして政府の出口戦略で救われるのでしょうか？

今しなければならぬこと

政府や金融機関主導の再生では、大多数の中小企業は、切捨てになることが予測さ

れます。私達は急いで次のことをしなければなりません。

①徹底した予算管理による経費の削減

②在庫の圧縮(建設業、製造業なら工期の短縮)

③マーケティングを含むサプライチェーン全体の見直し
これらから、この法律が期限切れとなり、弁済開始を迫られた場合、実効性のある再生計画書に基づいた真の再生を行うために、必要な最低限のキャッシュフローを産み出さなければなりません。

金融機関に引き続き支援を求めるならば、このキャッシュフローがなければ、再生の土俵に乗ることもできないのです。それが出来なければ、残念ながら店じまいを余儀なくされます。

御社の顧問税理士や公認会計士、又は私達再生コンサルタントに、よく相談されて、1社でも多くの企業が倒産から逃れられることを願っています。

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし (平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$\begin{array}{l} 888,888 \text{ 円} \\ (\text{支払金額}) \end{array} \times \begin{array}{l} 10.21\% \\ (\text{合計税率}) \end{array} = \begin{array}{l} 90,755.4648 \text{ 円} \\ (\text{算出税額}) \end{array} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \Rightarrow \begin{array}{l} 90,755 \text{ 円} \\ (\text{源泉徴収税額}) \end{array}$$

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布しています)。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。